

証券コード 4168
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー41階
株 式 会 社 ヤ プ リ
代表取締役社長CEO 庵原保文

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第10回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://yappli.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、本総会当日のご来場につきまして、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討の場合には、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記のご案内に従って、2023年3月29日（水曜日）午後7時までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー41階オフィス
（会場が昨年の定時株主総会とは異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役5名選任の件
4. 招集にあつての決定事項
 - (1) 書面（郵送）による議決権行使について
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - (2) インターネットによる議決権行使について
パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2023年3月29日（水曜日）午後7時までにご入力ください。なお、行使の方法の詳細につきましては、5頁及び6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。
 - (3) 議決権の重複行使の取扱いについて
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎書面（郵送）による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い新型コロナウイルス感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

◎株主総会会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ・株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、本総会当日のご来場につきまして、慎重にご検討いただき、ご来場される場合には、マスクのご持参、ご着用のご協力をお願いいたします。
- ・受付において、非接触型体温計で体温チェックをさせていただきます。体温が37.5℃以上の方や、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をご遠慮いただき、また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- ・お土産の配布はございません。
- ・本総会の議事は、可能な限り時間を短縮して終了させていただく予定でございますので、株主様におかれましてはご質問を本総会の目的である事項（議題に関するもの）に限定いただくようご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・今後の状況変化によって、本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせしますので、適宜ご確認をお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

◎電子提供措置事項に変更が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

行使期限 **2023年 3月29日（水曜日）**
午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



(1) パソコンをご利用の方

議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

行使期限 **2023年 3月29日（水曜日）**
午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、本総会当日のご来場につきまして、慎重にご検討いただきたく存じますが、ご来場される場合には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2023年 3月30日（木曜日）**
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

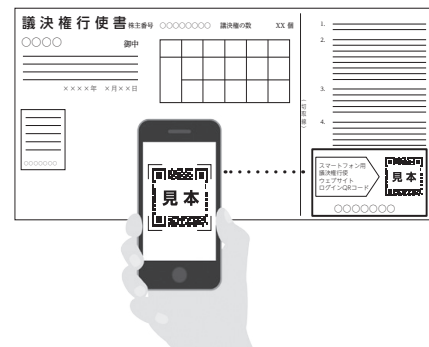
2023年3月29日（水曜日）
午後7時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

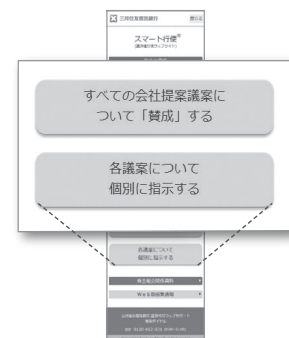


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



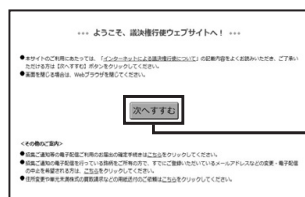
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

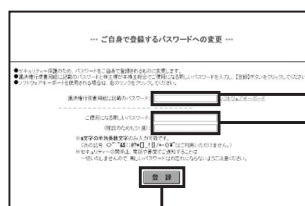
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当該取締役候補者は、諮問機関である指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会で取締役候補者として決定いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	い 庵 原 保 文 (1977年2月28日)	2001年4月 トランスワールドジャパン株式会社入社 2006年2月 ヤフー株式会社入社 2010年11月 シティバンク銀行株式会社入行 2013年2月 当社設立 代表取締役社長CEO就任（現任）	2,067,100株
2	さ の まさ ふみ 佐 野 将 史 (1983年11月27日)	2008年4月 ヤフー株式会社入社 2013年2月 当社設立 取締役CTO就任 2022年1月 当社取締役（現任）	2,067,100株
3	やま もと たか ひろ 山 本 崇 博 (1980年3月26日)	2005年4月 株式会社アイ・エム・ジェイ入社 2011年4月 オグルヴィ・ワン・ジャパン株式会社入社 2011年10月 グリー株式会社入社 2012年11月 株式会社アイ・エム・ジェイ入社 2017年9月 株式会社アイ・エム・ジェイ執行役員就任 2019年9月 当社セールス・マーケティング本部CMO就任 2019年10月 当社CMOマーケティング本部長就任 2020年1月 当社執行役員CMO就任 2022年7月 当社セールス・マーケティング統括本部長就任（現任） 2023年1月 当社執行役員COO就任（現任）	10,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	さとうげんき 佐藤源紀 (1983年7月30日)	2010年 4 月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2016年12月 株式会社Kyash入社 2018年 6 月 当社入社 2019年 1 月 当社プロダクト開発本部プラ ットフォーム開発部長就任 2021年 1 月 当社プロダクト開発本部長就 任（現任） 2022年 1 月 当社執行役員CTO就任（現 任）	16,200株
5	おかじまえつこ 岡島悦子 (1966年5月16日)	1989年 4 月 三菱商事株式会社入社 2001年 1 月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク入社 2002年 3 月 株式会社グロービス入社 2005年 7 月 株式会社グロービス・マネジ メント・バンク代表取締役社 長就任 2007年 6 月 株式会社プロノバ代表取締役 社長就任（現任） 2014年 6 月 アステラス製薬株式会社社外 取締役就任 2014年 6 月 株式会社丸井グループ社外取 締役就任（現任） 2015年11月 ランサーズ株式会社社外取締 役就任（現任） 2015年12月 株式会社セプテーニ・ホール ディングス社外取締役就任 （現任） 2016年 3 月 株式会社リンクアンドモチベ ーション社外取締役就任 2018年 7 月 当社社外取締役就任（現任） 2018年10月 株式会社FiNCTechnologies 社外取締役就任 2018年12月 株式会社ユーグレナ社外取締 役就任 2019年 2 月 株式会社マネーフォワード社 外取締役就任（現任） 2020年12月 株式会社ユーグレナ非常勤取 締役CHRO就任（現任）	1,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡島悦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 庵原保文氏及び佐野将史氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は事業報告の「4. 会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
4. 庵原保文氏及び佐野将史氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社ビジネスの発展に尽力してまいりました。かかる実績を踏まえ、引き続き各氏は当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したため、選任をお願いするものであります。
5. 山本崇博氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、2019年にCMOとして当社に入社して以来、マーケティング戦略で当社の成長を牽引してまいりました。現在は執行役員COO（最高執行責任者）として、一貫通貫した戦略実行とオペレーションを組み、当社の事業成長に貢献しております。当社での幅広い業務経験と実績、事業運営に関する知見を有し、当社執行役員COO（最高執行責任者）として適切に責任を果たしていることから、持続的な企業価値向上に寄与できる人材と判断したため、選任をお願いするものであります。
6. 佐藤源紀氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は、2018年に当社に入社後、これまでの知見や技術、経験を生かし「Yappli」の技術及び開発組織の強化に携わり、会社の成長に大きく貢献してまいりました。現在は執行役員CTO（最高技術責任者）として、プロダクト開発本部を率い、開発組織の運営や開発案件の進行に尽力しております。当社での幅広い業務経験と実績、事業運営に関する知見を有し、当社執行役員CTO（最高技術責任者）として適切に責任を果たしていることから、持続的な企業価値向上に寄与できる人材と判断したため、選任をお願いするものであります。
7. 岡島悦子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。同氏は、株式会社プロノバの経営者として、会社経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、他の企業において、社外取締役として、業務執行の監督についての豊富な経験も有しております。同氏は、2018年7月から当社の社外取締役として、経営陣とは独立した立場から、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督を行っており、当社のガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の社外取締役として、同氏の経験等を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できると判断したため、選任をお願いするものであります。
8. 岡島悦子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年9ヶ月となります。
9. 当社は、岡島悦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定

であります。

10. 当社は、岡島悦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や世界経済悪化の影響等により極めて厳しい状況となりました。一方、企業や人々の生活のデジタル化やモバイルシフトは引き続き促進しており、当社が属するモバイルアプリ業界の重要性はますます高まっております。

当社は、「Mobile Tech for All」という経営理念の下、アプリ開発技術がなくてもノーコード（プログラミング不要）で誰でも簡単にスマートフォンアプリの開発・運用を行うことができるプラットフォーム「Yappli」を提供しております。「Yappli」は従来の企業のアプリ開発における様々な課題を解決するだけでなく、顧客企業自ら効率的にアプリを運用することを可能にし、成果を生み出しやすいサービスとなっております。

また、2021年10月にはノーコードの顧客管理システムである「Yappli CRM」をローンチし、ユーザーとのタッチポイントであるアプリに加え、バックエンドのデータ領域へと当社のドメインを拡大いたしました。

「Yappli CRM」は順調に立ち上がり、様々な企業への導入が進んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,142,434千円（前事業年度比26.9%増）、営業損失は818,800千円（前事業年度は営業損失928,548千円）、経常損失は824,984千円（前事業年度は経常損失931,115千円）、当期純損失は941,138千円（前事業年度は当期純損失939,895千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は20,971千円であり、主にPC等の購入によるものであります。また、当事業年度において、本社オフィスの一部解約によって固定資産除却損が発生しております。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より長期借入金及び短期借入金として1,000,000千円の調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年12月期)	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	1,721,107	2,390,870	3,263,969	4,142,434
経 常 損 失 (千円)	△798,928	△627,907	△931,115	△824,984
当 期 純 損 失 (千円)	△789,757	△632,776	△939,895	△941,138
1株当たり当期純損失 (円)	△105.72	△69.77	△76.67	△74.87
総 資 産 (千円)	1,922,432	2,862,250	2,995,013	2,843,568
純 資 産 (千円)	929,997	2,070,270	2,251,897	1,344,026
1株当たり純資産 (円)	△164.30	177.34	180.22	106.24

- (注) 1. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第7期の1株当たり純資産については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属するアプリ業界での国内外の競争が激化する中であって、安定した収益を確保し続けるために、対処すべき課題として以下の点に取り組んでおります。

① サービス、プロダクトの強化

当社は、Yappli及びYappli CRMシステムについて、技術開発が競争力の根幹であるという認識の下、システムの自動化・安定性・拡張性等の強化に取り組んでまいります。そのためには、優秀な人材の確保と人材の継続的な育成、付加価値の高い企業との提携、M&Aの実施等に取り組み、サービスの強化に努めてまいりたいと考えております。

② 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大のため、開発や広告宣伝活動等の成長投資を積極的に進めており、当事業年度は営業損失を計上しております。

今後は売上高と利益の成長を両立するバランス型の成長を目指す為、成長投資及びその他の費用に関しては意味のある改善に取り組み、収益性の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	事業内容
アプリ運営プラットフォーム事業	Yappli及びYappli CRMシステムの企画・開発・販売

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

本社	東京都港区
大阪支社	大阪府大阪市中央区
福岡支社	福岡県福岡市中央区

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
249 (6) 名	34名増 (3名増)	34.2歳	2.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
2. 当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社日本政策金融公庫	618,750
株式会社商工組合中央金庫	300,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 43,754,400株

(2) 発行済株式の総数 12,629,900株

(3) 株主数 6,245名

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
庵 原 保 文	2,067,100	16.37
佐 野 将 史	2,067,100	16.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	872,700	6.91
BBH (LUX) FOR FIL FOR EIGHT ROADS INVESTMENTS	840,000	6.65
黒 田 真 澄	650,900	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	638,200	5.05
野 村 證 券 株 式 会 社	455,296	3.60
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	372,600	2.95
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	330,000	2.61
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	290,300	2.30

(注) 持株比率は自己株式（92株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年12月11日
新 株 予 約 権 の 数		75個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 22,500株 (新株予約権 1 個につき300株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 167円)
権 利 行 使 期 間		2019年7月25日から 2027年7月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 1, 2, 3
役 員 状 況 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 22,500株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではない。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権 1 個の分割行使はできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年3月17日
新 株 予 約 権 の 数		1,243個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 124,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財 産 の 価 値		新株予約権 1 個当たり 228,400円 (1 株当たり 2,284円)
権 利 行 使 期 間		2024年3月26日から 2032年3月16日まで
行 使 の 条 件		(注) 1, 2, 3, 4
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,243個 目的となる株式数 124,300株 交付対象者数 163名
	子会社の役員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 交付対象者数 一名

- (注) 1. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではない。
2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権 1 個の分割行使はできない。
4. 本新株予約権者は、2023年12月期から2026年12月期までの期間において、いずれかの四半期会計期間における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、17.5億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 C E O	庵 原 保 文	
取 締 役	佐 野 将 史	
取 締 役 C F O	角 田 耕 一	当社経営管理本部長 C Channel株式会社社外取締役 株式会社INFORICH社外取締役
取 締 役	岡 島 悦 子	株式会社プロノバ代表取締役社長 株式会社丸井グループ社外取締役 ランサーズ株式会社社外取締役 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外 取締役 株式会社ユーグレナ取締役CHRO 株式会社マネーフォワード社外取締役
常 勤 監 査 役	丸 山 み さ え	丸山みさえ公認会計士事務所代表
監 査 役	石 川 大 祐	石川公認会計士事務所代表 株式会社アンドビー代表取締役
監 査 役	伊 藤 真 愛	青山総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ADDIX社外監査役

- (注) 1. 取締役岡島悦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役丸山みさえ氏、監査役石川大祐氏及び伊藤真愛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役丸山みさえ氏及び監査役石川大祐氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役伊藤真愛氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2022年3月29日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役清水敬佑氏及び監査役岡本杏莉氏は辞任いたしました。
6. 当社は、取締役岡島悦子氏、常勤監査役丸山みさえ氏、監査役石川大祐氏及び伊藤真愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が填補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において任意の指名・報酬委員会の設立を決議し、当該指名・報酬委員会における答申内容を踏まえ、2022年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及びストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役に求められる職責及び能力を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等はストックオプションとしての新株予約権とし、当社の業績向上に貢献し、かつ、それが株式市場にて評価されることに対するインセンティブ機能を果たすこととなるように、新株予約権の内容、個数、付与する時期、条件等について、指名・報酬委員会にて検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、新株予約権の内容、個数、付与する時期、条件等を決定する。

二. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会にて検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、その割合を決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、当社業績を勘案しつつ各取締役の担当職務の遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が適していることから取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会の答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し報酬額を決定することとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,050 (8,000)	62,050 (8,000)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,150 (13,150)	13,150 (13,150)	— (—)	— (—)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	75,200 (21,150)	75,200 (21,150)	— (—)	— (—)	10 (6)

- (注) 1. 上表には、2022年3月29日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会（決議当時の取締役員数は7名、定款上の員数は10名以内）において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会（決議当時の監査役員数は2名、定款上の員数は5名以内）において、年額50,000千円以内と決議されております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、「4. 会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）」に記載のとおりであります。
- ・取締役岡島悦子氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役丸山みさえ氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役石川大祐氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役伊藤真愛氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岡 島 悦 子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する有益な意見を述べる等、取締役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、独立した立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 丸 山 み さ え	2022年3月29日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 石 川 大 祐	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 伊 藤 真 愛	2022年3月29日就任以降に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,600
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,600

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (b) 取締役は、毎月の定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (d) 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- (e) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- (f) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- (g) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- (h) 使用人に対し、必要な研修を定期的 to 実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (b) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、経営管理本部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- (b) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
- (b) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- (c) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

⑤ 業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、当社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- (b) 当社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- (c) リスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
- (d) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、教育、研修等を実施し、当社のコンプライアンスの徹底に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(c) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(a) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役の報告義務

i. 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

ii. 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・ 業績及び業績見通しの内容
- ・ 内部監査の内容及び結果
- ・ 内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・ 行政処分の内容
- ・ 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(c) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ii. 重大な法令又は定款違反の事実

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑦ (b) (c) の報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(b) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(c) 社外監査役の起用

監査役会には、法令に従い社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができるよう努めております。

② 監査役の監査

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査の実施

内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。

また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理

当社では、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が中心となり、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言を受ける体制を構築しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますので、将来的には、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主の皆様への利益配当を検討していく方針であります。配当の実施の可能性及びその実現時期等については、未定であります。なお、内部留保資金については、長期的かつ安定した成長発展のための事業展開・設備投資・研究開発等に活用していく予定であります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としておりますが、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,443,987	流動負債	705,791
現金及び預金	1,650,737	買掛金	29,795
受取手形	3,388	1年内返済予定の長期借入金	125,000
売掛金	540,797	未払金	340,018
仕掛品	15,401	未払費用	41,325
前払費用	164,490	未払法人税等	28,007
その他	93,184	契約負債	83,796
貸倒引当金	△24,011	預り金	57,846
固定資産	399,580	固定負債	793,750
有形固定資産	136,191	長期借入金	793,750
建物	110,520	負債合計	1,499,541
工具、器具及び備品	25,670	(純資産の部)	
無形固定資産	32,803	株主資本	1,341,789
のれん	32,803	資本金	2,561,271
投資その他の資産	230,586	資本剰余金	2,561,271
差入保証金	230,576	資本準備金	2,561,271
その他	10	利益剰余金	△3,780,506
		その他利益剰余金	△3,780,506
		繰越利益剰余金	△3,780,506
		自己株式	△245
		新株予約権	2,236
		純資産合計	1,344,026
資産合計	2,843,568	負債純資産合計	2,843,568

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 1 月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,142,434
売 上 原 価	1,390,554
売 上 総 利 益	2,751,879
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,570,680
営 業 損 失	818,800
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	17
受 取 手 数 料	1,397
そ の 他	3
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,698
株 式 交 付 費	49
支 払 補 償 費	2,578
そ の 他	276
経 常 損 失	824,984
特 別 損 失	
オ フ ィ ス 再 編 費 用	107,401
税 引 前 当 期 純 損 失	932,385
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,752
当 期 純 損 失	941,138

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,544,937	2,544,937	2,544,937	△2,839,367	△2,839,367	△135	2,250,370
当 期 変 動 額							
新株予約権の行使	16,333	16,333	16,333				32,667
当 期 純 損 失				△941,138	△941,138		△941,138
自己株式の取得						△110	△110
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)							
当期変動額合計	16,333	16,333	16,333	△941,138	△941,138	△110	△908,580
当 期 末 残 高	2,561,271	2,561,271	2,561,271	△3,780,506	△3,780,506	△245	1,341,789

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1,526	2,251,897
当 期 変 動 額		
新株予約権の行使		32,667
当 期 純 損 失		△941,138
自己株式の取得		△110
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	710	710
当期変動額合計	710	△907,870
当 期 末 残 高	2,236	1,344,026

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・建物

定額法を採用しております。

・工具、器具及び備品

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～18年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウエア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、アプリ運営プラットフォーム「Yappli」を提供しています。顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる「月額利用料」と、それに付随する初期制作収入等が含まれる「その他」があります。

「月額利用料」についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する取引であると判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

「その他」のうち、初期制作については設定代行等の一時的なスポット作業を完了することで、履行義務を充足する取引であると判断しており、一時点で収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は49,163千円減少し、売上原価は49,163千円減少しております。営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計基準を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	136,191千円
無形固定資産	32,803千円
投資その他の資産	102,597千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記(1)の各資産を含む固定資産については、各事業年度の末日現在に、資産又は資産グループに減損の兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。当事業年度においては、固定資産について減損損失を計上しておりません。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社においては、新型コロナウイルス感染症拡大による重要な影響は生じておらず、当事業年度における会計上の見積りに重要な影響を与えるものではありませんでした。また、2023年12月期につきましても、その状況に大幅な変化はないとの仮定に基づき、会計上の見積りを適切に行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	101,989千円
----------------	-----------

6. 損益計算書に関する注記

(1) オフィス再編費用

当社は、当事業年度において本社オフィスの一部解約をいたしました。

上記に要する一連の費用につき、「オフィス再編費用」として表示しており、内訳は次のとおりであります。

賃貸借契約解約損	85,503千円
固定資産除却損	21,897千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	12,629,900株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	92株
------	-----

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	582,900株
------	----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 差 入 保 証 金 (注 2)	127,978	112,928	△15,049
資 産 計	127,978	112,928	△15,049
(1) 長 期 借 入 金 (注 3)	918,750	913,054	△5,695
負 債 計	918,750	913,054	△5,695

(注) 1. 「現金」は注記を省略しており、「預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額102,597千円であります。

3. 1年内返済予定の金額を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	112,928	－	112,928
長期借入金	－	913,054	－	913,054

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	6,381
未払事業所税	1,583
貸倒引当金	7,352
減価償却費	185,306
一括償却資産	1,356
未払賞与	6,140
ソフトウェア	25,731
固定資産除却損	6,705
税務上の繰越欠損金（注）	896,978
その他	1,553
繰延税金資産合計	1,139,087
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△896,978
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△242,109
評価性引当額小計	△1,139,087
繰延税金資産合計	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金	1,762	4,653	44,070	15,562	53,212	777,715	896,978
評価性引当額	△1,762	△4,653	△44,070	△15,562	△53,212	△777,715	△896,978
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アプリ運営プラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
月額利用料	3,320,498
その他	821,935
外部顧客への売上高	4,142,434

(注) その他の主なものはアプリの初期制作サポートを実施した対価として受領する初期制作収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、アプリ運営プラットフォーム「Yappli」を提供しています。顧客との契約から生じる収益は、サービスを継続的に提供することにより生じる「月額利用料」と、それに付随する初期制作収入等が含まれる「その他」があります。

月額利用料についてはサービスを契約期間にわたり継続的に提供する義務を、その他については設定代行等のサービスを契約内容に従い主に一時点に提供する義務を負っています。

当該収益は、顧客との契約に基づいて計上しております。また、主な支払条件は、月額利用料をサービス利用開始日が属する月の月末からおおむね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	460,607	544,185
契約負債	52,734	83,796

契約負債は、主に「Yappli」サービス提供における前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、43,186千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
1 年以内	73,019
1 年超 2 年以内	10,777
合計	83,796

11.1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1 株当たりの純資産額 | 106円24銭 |
| (2) 1 株当たりの当期純損失 | △74円87銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社ヤプリ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植 草 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伏 木 貞彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤプリの2022年1月1日から2022年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社ヤプリ 監査役会

常勤社外監査役 丸 山 み さ え ㊟

社外監査役 石 川 大 祐 ㊟

社外監査役 伊 藤 真 愛 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー
41階オフィス
TEL 03-6866-5730



交通 六本木一丁目駅
六本木駅

西改札より
5番出口より

直結
徒歩約6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。